

特定非営利活動法人プラチナ美容塾 会費規程

第1条（目的）

この規程（以下、「本規程」という。）は、特定非営利活動法人プラチナ美容塾の会員の入会金及び会費を定める。

第2条（入会金・会費）

特定非営利活動法人プラチナ美容塾の会員の入会金及び毎年の会費は次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-----|----------|------|-------|-----|-------------|
| (1) | 正会員（個人） | ：入会金 | ¥0.－、 | 年会費 | ¥5,000.－ |
| (2) | 賛助会員（個人） | ：入会金 | ¥0.－、 | 年会費 | ¥3,000.－ |
| (3) | 特別会員（団体） | ：入会金 | ¥0.－、 | 年会費 | ¥30,000.以上－ |

第3条（納入）

入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申込時に納入しなければならない。

2. 2年目以降の会費の納入は、各年度の9月末日までに納入するものとする。

第4条（入会金及び会費の不返還）

既に納入した入会金、会費は返還しない。

第5条（賛助会員から正会員への移行）

賛助会員から正会員への移行を希望する者は追加で、年会費2,000円を支払う。

第6条（改変）

本規程の改廃は、総会の決議を以って行う。

附則. 制定：平成29年5月21日、同日施行

改定：平成29年10月19日、同日施行